

## 船橋市文化芸術ホールでの物品販売に関する内規

船橋市文化芸術ホール（以下「ホール」という。）での、プログラム、キャラクター商品、書籍等の展示、販売（以下「物品販売」という。）について、次のとおり内規を定める。

1. ホールにおいて物品販売を行う場合は、利用者は前日までに物品販売申請書（別紙1）を提出し、許可を受けなければならない。
2. 1の規定により許可を得た利用者は、船橋市文化芸術ホール条例（昭和53年船橋市条例第24号）第12条に規定する許可を受けたものとみなす。

附則 この内規は、平成9年10月1日から施行する。

附則 この内規は、平成12年4月1日から施行する。

附則 この内規は、平成29年4月1日から施行する。

(別紙1)

物 品 販 売 申 請 書

平成 年 月 日

船橋市民文化ホール館長・  
船橋市民文化創造館長 宛

団体名

代表者

下記のとおり申請します。

使用日	年 月 日 ( 曜日)	
行事名		
物品販売	品 名	単 価
		円
		円
		円
		円
		円
		円
販売者	1 主催者 2 主催者以外(名称 )	

上記申請を許可してよろしいでしょうか。

館 長	補 佐	係 長	係 員